



特殊車両通行許可申請は「オンライン申請」の利用をお願いします

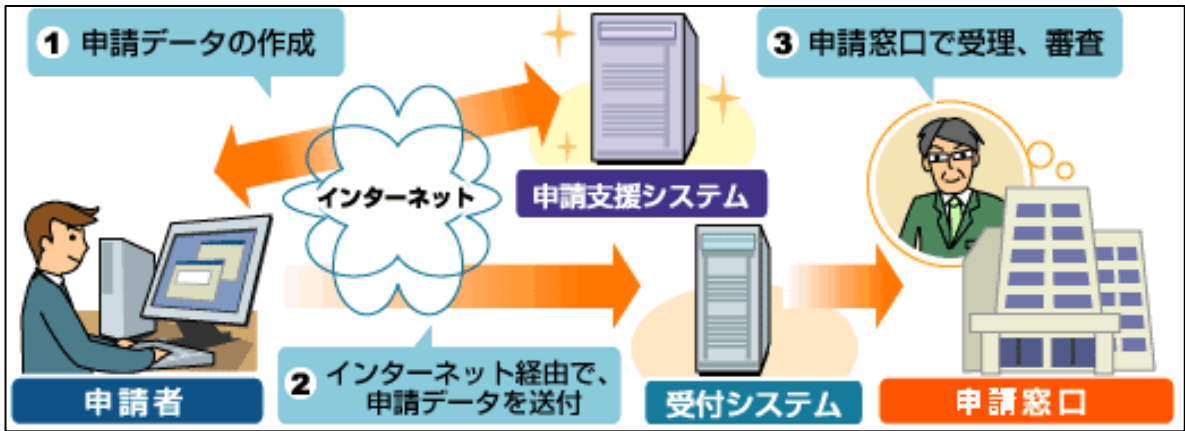
【オンライン申請のメリット】

1. 事務所等の窓口に出向くことなく、**職場や自宅で申請手続きが行えます。**
⇒**付属書類もオンラインで提出**できます。(スキャナが必要です)
⇒原則、自動車検査証の写しの添付が不要です。(車両により対象外有)
2. **申請データを画面の案内に従って作成**できます。
⇒手書きで申請書類を作成する必要がありません。
⇒2回目以降の申請や、変更・更新申請の申請書作成時には、
過去の申請データが利用できるため、申請書作成が簡単にできます。
⇒「**経路自動探索機能**」の利用により、**経路作成を省力化**できます。
3. 事前に通行条件や個別審査の有無を確認できます。
⇒「**デジタル道路地図**」の利用により、**通行条件や個別審査の有無を確認しながら経路作成**できます。
⇒「**簡易算定機能**」の利用により、**通行条件や個別審査の有無が確認**できます。
4. **システムの利用料は無料**です。
5. 原則、**24時間受付**(申請書の送信)です。
(但し、日曜日23:00~月曜日7:00及びシステムメンテナンスに伴う停止を除きます。)
6. **業務支援用ETC2.0装着車は、特車ゴールド制度を利用**し、簡素化された通行許可申請ができます。
⇒①特車ゴールド制度は、オンライン申請のみ利用可
②寸法・重量や経路の違反が無い場合、ワンクリック更新申請可
③大型車誘導区間内では、複数経路選択可で輸送の効率化に寄与
⇒詳細は、特殊車両通行ハンドブック2016等を参照
http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000088.html
7. 個別審査(※1)がない場合には**許可証発行までの期間が短縮**されます。

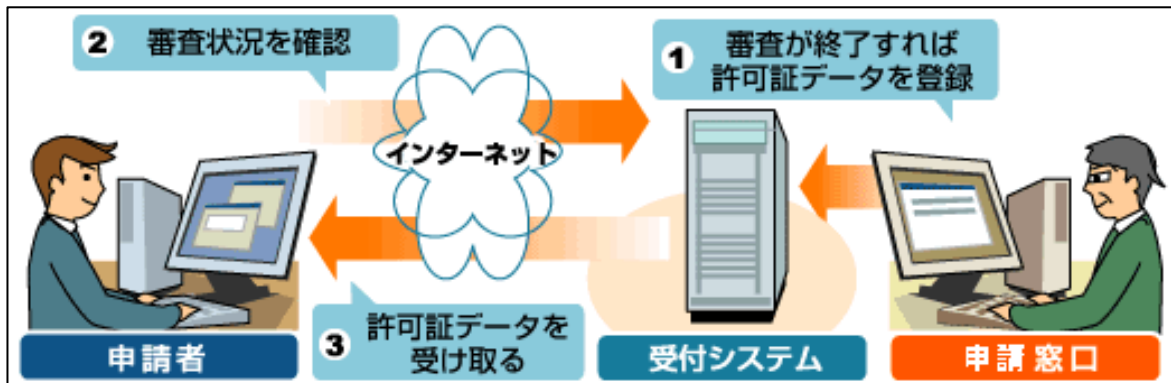
(※1) 個別審査とは、車両の諸元が「特殊車両通行許可限度算定要領」に定められた範囲を超える場合に、個々の道路管理者がさらに精度の高い検討を行って許可の可否を決定する方法を採ることです。大型車誘導区間内では、個別審査は不要なので審査期間の短縮と申請手続きが簡素化できます。

インターネットに接続できるパソコンがあれば、 窓口に出向かずに申請ができます。

■申請データはパソコンで作成し、インターネット経由で提出



■許可証はインターネット経由で受領し、印刷して携行



- 特車カワリ申請全般の問合せHP：<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/contact/contact.html>
- 香川河川国道事務所の特車情報HP：<http://www.skr.mlit.go.jp/kagawa/appli/index.html>

【オンライン申請に必要な機材】

1. インターネットに接続できるパソコン（Windows Vista以降）
（地図上で経路を作成するには、ブロードバンド接続を推奨します）
2. スキャナ（添付書類を電子化して提出します）
3. プリンタ（オンラインで受領した許可証を印刷します）

※上記以外に特別な機材やソフトは必要ありません。

※電子認証は平成25年5月より不要となっています。